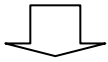


## ■児童福祉施設最低基準（面積）の経緯

1947年 「児童福祉施設最低基準案」が取りまとめられる

- ・0～1歳児：3.3㎡、2～5歳児：2.64㎡/人



1948年 「児童福祉施設最低基準」の制定

敗戦直後の厳しい社会情勢下の施設実態や、経済情勢を鑑み、案と比較して大幅な引き下げが行われた

- ・0～1歳児：1.65㎡/人または3.3㎡/人、2～5歳児：1.98㎡/人

児童福祉施設最低基準 第3条

- ・都道府県知事は、地方児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その施設及び運営を向上させるように勧告することができる。
- ・厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする

年一年、高い所に高められ、やがては欧米の基準に「追いつき追いこす」理念が、条文に掲げられた

都道府県の裁量や財政支援によって、国の最低基準を上回る基準が制定されることが望まれていた

**しかし、以降約60年間、最低基準（面積）は一度も向上が図られなかった**

2006年 「認定こども園に関する国の指針（施設基準）」の制定

都道府県の判断で、これまでの最低基準の引き下げも可能となった

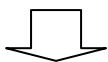
- ・施設基準は、国の基準を参酌して都道府県が条例で定めるものとされた
- ・「最低基準」という表現がなくなり、基準を常に向上させるよう努める条文もなくなった
- ・0～1歳児：1.65㎡/人または3.3㎡/人、2～5歳児：1.98㎡/人

2008年 「規制改革推進のための3か年計画（改定）」

- ・待機児童問題を背景に、科学的根拠がない保育所の最低基準の見直しが求められた
- ・0～1歳児：3.3㎡/人 ⇒ 2.5㎡/人 への引き下げが例示された

「地方分権推進要綱（第1次）」

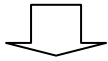
- ・保育所に関する施設基準については、都道府県が条例により決定する方策等を検討することとされた。



2009年 「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」

最低基準はむしろ不十分であることが科学的に証明された

- ・最低限の質を確保しつつ面積効率を最大まで高めた場合の施設基準が示された
- ・0～1歳児：4.11㎡/人、2～5歳児：2.43㎡/人



2011年 「児童福祉法」の改正

東京都区部や大阪市等では、都道府県の判断で、これまでの最低基準の引き下げも可能となった（ナショナルミニマムの後退）

- ・施設基準（面積）は、国の基準に従い都道府県が条例で定めるものとされた。  
ただし、例外規定により、待機児童が発生している都市部では、国の基準を下回ることが可能とされた。
- ・「最低基準」という表現がなくなり、基準を常に向上させる条文もなくなる？
- ・0～1歳児：1.65㎡/人または3.3㎡/人、2～5歳児：1.98㎡/人

最低基準が不十分であることが科学的に証明されたにも関わらず、国の基準の向上は図られなかった

年一年、高い所に高められ、やがては欧米の基準に「追いつき追いこす」理念すら放棄される？

**待機児童問題の対応を図るため、規制緩和・地方分権の大義名分のもと、本来は最優先で対応すべき、安心・安全に関わる基準や理念がないがしろにされている**